

取手市×ユーバ市 姉妹都市締結30周年

問 秘書課 ☎内線1111

市(当時藤代町)がアメリカ合衆国カリフォルニア州ユーバ市と姉妹都市協定を締結し、今年度で30周年を迎えました。ユーバ市への派遣団の派遣や、ユーバ市からの訪問団の受け入れを行っています。滞在期間はそれぞれ約1週間で、お互いに一般家庭にホームステイをしながら、文化交流、学校体験や市内施設の視察・見学を通し、両市民の交流を深めています。

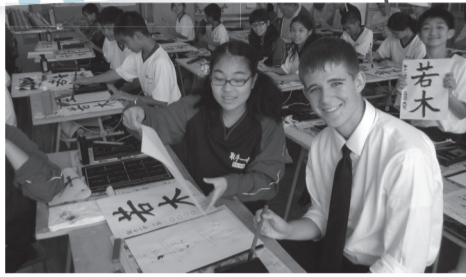
◆姉妹都市締結の経緯

川に囲まれ農業が盛んな都市、南北に国道・鉄道が走る、北西方向に山がある(取手市:筑波山、ユーバ市:サタービュート)、大都市のベッドタウンであるといった共通点・類似性により姉妹都市に選ばれました。



■さまざまな交流事業

学校体験



市内中学校で書道の授業に参加し、地元中学生の教えを受けながら漢字に挑戦しました。

プライベートタイム



ホストファミリー同士で集まった夕食会。肉じゃがなど、日本の家庭料理を堪能する様子。

◆写真交流

市内生徒とユーバ市生徒を対象に、写真による交流事業を実施しています。今年で5年目となるこの事業では、「自分のまちの好きな風景」の写真とメッセージを募集し、お互いの作品を交換・展示しています。



The Sutter Buttes
The Sutter Buttes are a small circle of eroded volcanic lava domes that rise as buttes above the flat plains of the Sacramento Valley in Sutter County. The Sutter Buttes are 2,500 feet tall, 10 miles in diameter, and are actually low to be the smallest mountain range in the world. The Buttes are very beautiful, especially in the spring. We were able to hike the Sutter Buttes in 4th grade. The mountain range is so high it hurt my legs, but it was worth it to see the view from up top.
Sasha Ghajar
Ariana Karpene
Grade 7

サタービュートの写真

歓迎の様子



ホストファミリーが制作した特製の歓迎ボードで温かく迎えられる派遣団の生徒。

ハッピーハロウィーン



10月末に行われるウェルカムパーティー。ハロウィーンにちなんだ仮装姿で参加します。

◆30周年記念モニュメントを設置 藤代庁舎・水と緑と祭りの広場(愛称:ユーバガーデン)



ユーバ市長ショーン・ハリス氏(左側)

Interview

リアルな日本の生活はホテルに滞在するだけでは体験できません。ホストファミリーと過ごす時間は生徒たちにとって貴重なものです。30周年という節目に訪問団の代表として訪れることができ、とてもうれしいです。

4月1日から運用開始 立地適正化計画に基づく届出制度

問 都市計画課 ☎内線3114

今後の人口減少社会の中でも、将来にわたり便利で持続可能なまちづくりを進めるために、「立地適正化計画」を4月1日に公表します。これに伴い同日から、一定の開発行為・建築行為などは事前の届出が必要です。

■立地適正化計画とは？

商業・医療・福祉などの都市機能を集積し、各種サービスの効率的な提供を図る「都市機能誘導区域」や、人口密度を維持する「居住誘導区域」を定め、コンパクトなまちづくりを目指す計画です。

■届出制度の概要 都市計画課に届出を

以下の行為を行う場合、行為着手の30日前までに届出が必要です。

1. 都市機能誘導区域

〈対象施設〉

病院、スーパーマーケットなどの商業施設、金融機関、子育て支援施設など

〈対象行為〉

- ・区域外…対象施設を有する建築物の建築目的の開発行為、建築行為など(新築・改築・用途変更)
- ・区域内…対象施設の休廃止

【開発・建築行為】



届出不要

都市機能誘導区域外



届出必要

2. 居住誘導区域

〈対象行為〉

居住誘導区域外における以下の行為

▼開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的のもの
- ・3戸未満の住宅の建築目的で規模が1,000平方メートル以上のもの

▼建築行為など

- ・3戸以上の住宅の新築
- ・3戸以上の住宅への改築・用途変更

©市内の各誘導区域や届出様式など、詳細は市ホームページでご確認ください

【開発・建築行為】

居住誘導区域外



3戸以上の戸建て住宅・アパートなど

届出必要



市民意見公募(パブリックコメント) 取手市気候非常事態宣言(素案)

問 環境対策課 ☎内線1411

市は、「取手市気候非常事態宣言」の策定を進めています。

近年、日本を含む世界各地で発生する異常気象や自然災害は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることを意識し、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぎ、気候変動の「緩和」とそれに「適応」するまちづくりを推進するために、この素案に対する皆様のご意見を募集します。

〈募集期間〉

3月2日(月)～31日(火)※郵送は当日消印有効

〈閲覧場所〉

環境対策課、藤代総合窓口課、取手支所、ふじしろ図書館

※市ホームページ(トップページ下「パブリックコメント」)からも閲覧可

〈提出方法〉

閲覧場所にある用紙に、意見、住所、氏名を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

▶環境対策課へ持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

▶郵送(〒302-8585寺田5139環境対策課宛て)

▶ファクス(FAX 73-5995)

▶メール(kankyo@city.toride.ibaraki.jp)



■パブリックコメントとは

市の基本的な計画の策定や、市民生活に大きな影響を与える独自の条例策定時に、その案を事前に公表し、皆さんからのご意見を頂きます。その意見を考慮して意思決定を行い、ご意見の概要や市の考え方を公表する制度です。

この制度は、施策の賛否を問うものではなく、皆さんの多様なご意見を市政に反映させることを目的としたものです。

■結果の公表

寄せられたご意見については、市ホームページ上で、市の考えとともに公表します。個々のご意見への直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。ご意見以外の個人情報公表しません。